

伊予小松藩における「かわた」の 尋ね方・召捕り・留置について

『伊予小松藩会所日記』の被差別民間関係記述より

水本正人

要約 「かわた」の警察業務の実態を明らかにしたい。伊予小松藩には、『伊予小松藩会所日記』という藩の責任者が記述した史料が残っている。この史料の「かわた」の御用記述から、「かわた」の警察業務の内、尋ね方（探索）・召捕り（逮捕）・留置（勾留）を、多くの事例を分析して、それぞれの実態を明らかにする。

はじめに

2010年4月に、私は、『現代語訳 伊予小松藩の部落史』（八幡浜部落史研究会）を上梓した。テキストとして、高市光男氏が編著者である『続・愛媛部落史資料』（近代史文庫大阪研究会）を使って、『伊予小松藩会所日記』の被差別民間関係記述を、年代順に現代語訳した。（但し、『伊予小松藩会所日記』そのものに一部欠落がある）。史料を現代語訳にする以外、一切手を入れていない。史料から立ち上って来る江戸期の部落の姿をそのまま把握出来るようにした。把握出来たものの一つに、『かわた』の尋ね方（探索）・召捕り（逮捕）・留置（勾留）がある。これをテーマに、本稿を記述する。

本文中の頁数は、『続 愛媛部落史資料』（近代史文庫大阪研究会）の頁数である。

1 先行研究

伊予小松藩の被差別民間関係論文は、高市光男氏の「伊予小松藩における賤民制—小松藩会所日記から—」（『部落問題研究』64、1980年）しかない。この論文は、伊予小松藩の被差別民間

について、総合的に記述しているため、『かわた』の尋ね方・召捕り・留置については、簡潔なものになっている。高市氏が中心になって翻刻した『伊予小松藩会所日記』の被差別民間関係記述をもっと活かすべきである。

2 伊予小松藩について

寛永13年（1636）に、伊勢国^{かんべ}神戸から伊予西条藩6万8600石に転封した一柳^{ひとつやなぎ}直盛の死後、幕府は遺領を、長子に3万石（西条藩）、次子に2万8600石（川之江藩、但し播州小野1万石を含む）、三子に1万石（小松藩）、分与した。のちに、長子の藩は除封（寛文10年に、新たに和歌山から松平頼純が伊予西条藩3万石に封じられる）、次子の藩は播州小野1万石になる。三子の一柳^{なおよし}直頼の伊予小松藩は、1万石のまま廃藩置県まで残る。小松藩1万石は、周布郡12ヶ村と新居郡4ヶ村からなる。

3 『伊予小松藩会所日記』について

伊予小松藩の会所は、藩行政の中枢機関で、藩政を家老と数人の奉行の合議制によって行っ

た。家老は上之間、行政を担当する奉行は二之間、司法・警察・御触書を司る大目付は三之間に詰めていた。行政を担当する奉行は、月番として勤務し、月がかわると交替した。『伊予小松藩会所日記』は、小松藩の家老が公用の政務を綴った記録である。もっとも、藩政の毎日の記録は、月番の奉行が書いた（書役に記録させる場合もあった）。記録は、享保元年（1716）から慶応2年（1866）の150年間書き継がれている。ただし、被差別民間関係記述は、宝暦3年（1753）から慶応元年（1865）までである。

4 御用の二つの流れ

「かわた」の尋ね方・召捕り・留置などの御用には、二つの流れがある。

一つは、(a) 穢多頭や盗賊番穢多を中心とした御用。もう一つは、村番・藪番・山番・林番・抜荷番・川番などの (b) 番穢多の御用。

(a) の御用について、高市氏は「大目付→御徒士目付→廻り方頭取→廻り方→穢多頭・盗賊番→穢多」の流れを挙げているが、どうもこれはおかしい。廻り方頭取から後の流れは問題ないが、「御徒士目付→廻り方頭取」は『伊予小松藩会所日記』の被差別民間関係記述からは見出せない。処分の申渡しや御仕置の際、御徒士目付と廻り方頭取は共に出て来るが、二人の役割は違う。御徒士目付は処分の執行を見届ける役割で、一方、廻り方頭取は処分を執行する役割。役割が違う以上、御徒士目付が廻り方頭取に命令することはない。では、廻り方頭取は誰から指示を受けるか。

【史料1】万延元年（1860）12月2日（55頁）⁽¹⁾

賊新平并辰蔵久蔵先頃御仕置之節太刀取以下役付之穢多共江左之通取斗遣候様廻り方頭取長谷川守太迄月番より達之。

とあるように、月番の奉行から直接受けている。すなわち、「月番→廻り方頭取→廻り方→穢多頭・盗賊番→穢多」⁽²⁾の流れである。

(b) の御用の怪しき者の取締りは、「月番→廻り方頭取→廻り方→番穢多」である。番穢多は、穢多頭に一々報告したりはせず、直接廻り方に申出ている。例えば、

【史料2】嘉永5年（1852）7月8日（77頁）

北条村作蔵、新屋敷川原芳之中ニ潜ミ居候ニ付、同村番手穢多召捕、廻り方江申出。

とある。村番は直接廻り方に申出ている。「では、番穢多と穢多頭は繋がりがいいのか」と訊かれると、「否」である。次の例を見ていただきたい。

【史料3】安政7年（1860）4月21日（98頁）

御植木方宇佐美宇弥太より上天神御藪番穢多本松寺銭次と申者、実貞者之由頭太右衛門申出候ニ付、右御藪番可申付哉伺出候ニ付、可然及差図。

穢多頭が本松寺の穢多銭次を御藪番に推薦している。藩の仕事である以上、人選を穢多頭に委ねるのは当然である。

5 穢多頭と盗賊番穢多について

一藩を統括する頭が置かれたのは、少なくとも寛政3年（1791）以降である。頭は、北条村の「かわた」で、「穢多頭太右衛門」と称し、世襲した。宝暦11年（1761）9月29日の記述に、「大頭村、本正寺村、北条村之穢多頭共呼寄」（132頁）とあるから、かつては少なくとも頭が三人いた。

盗賊番の初見は、寛政12年（1800）で、代々大頭村の「かわた」が任じられたが、吉田村（嘉

永2年8月27日の記述。135頁）・本松寺村—「本正寺村」とも書く—（安政7年5月13日と万延元年10月6日の記述。135・55頁）・上島山村（万延元年10月6日の記述。55頁）の「かわた」からも出ている。盗賊番は世襲ではない。

盗賊番は十手を持っているが、さらに小脇差を差すことも許された。

[史料4] 嘉永2年（1849）8月27日（135頁）

吉田村穢多直蔵盗賊番雇遣、其節十手小脇指御免被下置度旨、廻り方より兼而申立有之、尚郡方よりも申出候二付、右承届。

盗賊番として優秀であれば、「盗賊番介」に任じられたようだ。盗賊番介になると小脇差ではなく、脇差を差すことが出来た。

[史料5] 弘化3年（1846）12月25日（135頁）

大頭村穢多善蔵其以来心得方宜趣、廻り方共より毎々申立有之二付、盗賊番介申付、右介罷出候節脇差差免候旨、穢多頭呼出置村役人江郡方より達し。

「盗賊番介」は、名誉職的なもので、常時置かれている訳ではない。善蔵は、先年、不行届があり、盗賊番を取上げられた。その後、後悔したようで、真面目になった。廻り方の熱心な働き掛けもあり、再び盗賊番を申付けられた。再勤後の善蔵は、優秀であった（134頁）。「盗賊番介」の記述は、『伊予小松藩会所日記』の被差別民間関係記述の中で、善蔵の場合のみである。

盗賊番介のような名誉職でなく、穢多頭に次ぐ、頭代を担う者として「組頭盗賊番」が置かれていた。大頭村穢多善蔵までは、盗賊番は組頭盗賊番であった。善蔵後、組頭は空席が続いた。慶応元年（1865）に組頭が復活する。穢多

頭のたつての申出で、新居郡上島山村の盗賊番穢多利平が組頭に任じられた（136頁）。

6 穢多頭・盗賊番・番穢多の任命

穢多頭の任命について述べる。

[史料6] 寛政4年（1792）7月1日（133頁）

穢多頭北条村浜多右衛門及老年二候二付、倅矢五郎へ親之通御領分穢多頭ニ申付ル。会所東長屋上之間西口向之庭へ呼出、勘定人上之間より申達ス。

（「多右衛門」と書いたり、「太右衛門」と書いたり、表記が乱れているが、家老や奉行にとっては、大したことではないのであろう。本稿では「太右衛門」を使う）。太右衛門の倅を会所に呼出し、勘定人が申渡している。

文化5年（1808）11月26日（134頁）の記述も同様であるが、村役人が立合いお礼を言っている。幕末になると、

[史料7] 嘉永7年（1854）8月晦日（135頁）

北条村穢多頭多右衛門病氣二付歎之通休息申付、倅周助江穢多頭申付候旨、村役人呼出郡方より達。

本人を呼出さず、村役人へ達している。簡素化しているが、藩の任命に変わりはない。

組頭盗賊番の場合は次の通りである。

[史料8] 寛政12年（1800）12月29日（133頁）

大頭村皮多伝蔵、様子も宜、手も利、親三九郎ハ頭も相勤候者二付、穢多組頭盗賊番ニ申付候段、穢多頭多右衛門へ勘定共より於会所廿四日相達付。

穢多頭を会所に呼出し、勘定方が達している。

これも幕末になると、

[史料9]慶応元年(1865)4月15日(136頁)

出精勤ニ付組頭申付 新居郡 穢多 利平
右盗賊番申付有之処、当時用立者ニ付、北
条穢多頭多右衛門より申立之次第も有之申
談、本文之通三ノ間より村役人江相達ス。

穢多頭を呼出さず、村役人へ達している。「村
役人→穢多頭→盗賊番」の流れである。

盗賊番を申付ける場合、右の伝蔵や利平のよ
うに、人物を見て、真面目で有能な者が申付け
られている。しかし、人生はいろいろ有るもの
で、伝蔵の場合、役中に不行届があり、組頭盗
賊番を取上げられた(133頁)。伝蔵の不行届は、
どんなものかは分からない。参考までに、盗賊
番政右衛門(半次郎)は、借金が払えず出奔し
た(230頁)。盗賊番綱蔵は、盗賊となれ合い、
賊物を捌いて、御領内を追放された(135頁)。
綱蔵は、その後、真面目にしていたようで、三
年後、帰村が許された(136頁)。なかなか、盗
賊番を全うするのは大変だが、半次郎の父の政
右衛門や利平などは、不祥事など起こしてい
ない。すぐれた人物である。

番穢多の任命については、右の史料3にある
ように、穢多頭が推薦して、会所の上層部にま
で掛りが挙げるが、穢多頭や組頭盗賊番のよ
うな手続きは執らず、上層部が認めたら、掛りが
穢多頭に伝えるという流れのようだ。この場合
も真面目な者が、推薦されている。しかし、次
の例で分かるように、真面目で通すのは難しい。

[史料10]安政7年(1860)4月19日(97頁)

御植木方宇佐美宇弥太より去ル十一日夕見
廻り出張之節、北川村上天神御藪番穢多長
平外ニ壺人一同ニ右同所御藪之竹伐り居候
ニ付見咎候所、色々致申訳候得共信用難相

成、先宇弥太心得ニ而為慎置、其後穢多頭
北条村太右衛門盗賊番松蔵江及沙汰取調
候。

竹盗りを見張るものが、竹を盗ったのでは話
にならないが、史料10の後の話によると、願蓮
寺村の穢多作蔵に「折節、雨天が続き、所業が
なく甚だ困窮しているの、竹を少々払い呉れ」
と頼まれて、長平は作蔵と一緒に竹を伐った(98
頁)。長平は忍びないと思ったのであろう。法
には触れるが、人情的な行為である。

もう一つ、林番の例である。

[史料11]天保15年(1844)1月26日(97頁)

去ル十八日吉田村六道原ニ而博奕催居、林
番穢多見咎逃去候得共、就中一本松仙蔵と
申者慥見覚有之趣、廻り方江申出取調候処、
仙蔵申口、何レ之者歟集り博奕催居、立寄
暫時見物致居候内、穢多見咎逃去り、若輩
者老人不逃銭尅出断呉候様申候ニ付、
挨拶いたし候処、穢多不承知。

この林番は、博奕を見咎め、若輩者が差出し
たお金も受取らない、実体者である。博奕をし
ていた者に情を掛ける必要もない。

盗賊番や番穢多の任命に当たっては、有能で
実体者であることが求められた。

7 穢多頭・盗賊番・番穢多の扶持

穢多頭や盗賊番の扶持は藩から出ている。

[史料12]安政6年(1859)12月24日(166頁)

長谷川守太より米四斗熊蔵、同八斗穢多頭
太右衛門、同六斗新居郡盗賊番穢多利平、
同四斗大頭村同断綱蔵江例之通被下度旨、
以書付申出承届、御代官江相渡候様及沙汰。

長谷川守太は廻り方頭取である。廻り方の責任者からの届出により、穢多頭に米8斗、盗賊番の利平に米6斗、盗賊番の綱蔵には米4斗が、「例之通」に御代官から支給される。盗賊番は原則、米4斗の支給であるが、利平は飛地の新居郡から出張して来るので、2斗増しになっている（万延元年12月18日の記述。166頁）。これは、年毎の扶持で、この他にその都度支給される扶持がある。

[史料13] 文久3年（1863）7月9日（80頁）

賊重吉四月十七日召捕、五月十一日迄穢多久蔵預、桃蔵同十二日召捕同廿三日迄同人預、新蔵五月三日より五月十九日迄穢多松蔵預、無宿市蔵五月十一日召捕同廿二日迄同人預二付、番扶持メ壺石壺斗九升貳合半、中島広右衛門より書付、月番江差出候間、御代官所引合同所より相渡也。

松蔵は本松寺村の盗賊番、久蔵もおそらく盗賊番。盗賊番の所には囲いがある。そこに賊を勾留する。その間の賊の喰い扶持を含めた番扶持の支給である。

また、次のような場合の扶持もある。

[史料14] 安政6年（1859）3月28日（80頁）

去ル八月九日十日盗賊待伏として夜中町方江為張候穢多拾六人役、壺升扶持宛被下度段長谷川守太申出候二付、不浄金ニ而取斗候様申達、其節廻り方取斗ヲ以穢多江壺杯為呑候儀も有之趣、此又不浄金ニ而取斗候様申聞。

前段の流れから考えると、「八月」は「八日」。3月9日の記述に、廻り方のもと、穢多頭が穢多九人を召し連れて、盗賊の待伏せに出る。賊は現れなかった。待伏せが三日続いたようだ。その扶持が藩から「かわた」に出ている。また、

その節に廻り方が呑ませた酒代も藩から出ている。

次に番穢多の扶持について述べる。「かわた」を村が雇ったり、庄屋が雇ったりした場合は、それぞれが、賃を払うことになろうが、藩が雇う場合は藩から扶持が出る。

[史料15] 天保14年（1843）閏9月20日（97頁）

北条御留川穢多番昼夜拾人役、此賃三拾匁村方より申出相渡候段、承之。

番穢多の雇い賃を村が計算して、藩が支払う。寛政4年（1792）11月19日の記述では、明年より穢多番を二人置き、一人に米を2斗ずつ支給するとある（96頁）。留川は、北条村だけでなく、藩にとっても管理すべき川のようにだ。

庄屋が「かわた」を雇う場合を挙げて置く。

[史料16] 天保8年（1837）4月22日（187頁）

新屋敷村庄屋近藤健次親保介留守中不用心ニ付穢多番差置申候、右番人江壺人扶持遣し候段申出、承り置候趣元メより承之。

留守中の用心のため穢多番を置く。番人の賃は、庄屋から一人扶持（一日米5合を支給）。これは私的な雇用であるが、藩に届出ている。もう一つ私的な雇用を述べる。

[史料17] 文久3年（1863）10月12日（187頁）

（前略）一本松万平方へも此間入賊有之候処、右同人ニ有之間敷哉、万平方ニ夜番頼有之候氷見村穢多何某泊り居候節入賊ニ而、追掛付候得者悪口申候声ヲ聞候処、右瀬平之声ニ相違無之様存候杯と申候趣ニ付、兼而広右衛門申出有之、（後略）。

新屋敷村一本松の万平は、氷見村の「かわた」

に夜番を頼んだ。その節、賊に入られた。史料17全体を踏まえると、万平方に這入った賊は、新居郡より新屋敷村乗越に転居を申付けられた瀬平のようだ。瀬平は召捕られ取調べを受けた後、西条の廻り方に渡されたようだ。西条で賊をした容疑である。それはさて置き、新屋敷村の者が、氷見村の「かわた」を夜番に雇う。氷見村は西条藩である。なぜ小松藩内の「かわた」を雇わないのか。新屋敷村内に穢多村はない。西条藩の玉之江村と氷見村の「かわた」が、新屋敷村を旦那場に行っている。つまり、万平方を旦那場に行っている「かわた」を雇ったものと思われる。

8 尋ね方 (探索)

幕府は、安永3年(1774)に「合力銭をねだる浪人や、旅僧・修験・替女・座頭・物貫などのねだりがましい者を穢多・非人に召捕らせよ(筆者要約)」と法令を出している。伊予小松藩では、幕府の法令が出る前から、「かわた」が警察業務に関わっている。

[史料18]宝暦14年(1764)5月19日(103頁)

新屋敷村庄屋組頭罷出、一昨日一本松十蔵方へ穢多三九郎、弥左衛門罷越、先頃新屋敷御水主方江盗人入込候ニ付、右雑物セ話致取出候様ニ申候所、十蔵其儀者不存段彼是申合候ニ付、三九郎、弥左衛門申候ハ、尚四月壬生川江盗入取候雑物、十蔵手先ニ而取返し候ニ付、他領之事さへ右之通、まして同村内之儀故手筋を以取出候様ニと申候所、何分不存候由、依之左様ニ候得者庄屋へ届可申と申候所、何方江成共勝手次第申出候様ニ十蔵申候由、依之三九郎、弥左衛門、伝六方へ参右之趣共届候由。

穢多三九郎と弥左衛門が、一本松の十蔵方へ行き、盗賊について問い詰めている。十蔵は、新屋敷村一本松の者であることがハッキリしているから、召捕らない。後で、庄屋が呼出して調べればよい。身元がハッキリしている百姓・町人(宗門中の者)については、「かわた」は注進だけでよい。この後、十蔵は庄屋に呼出されたが、口を割らなかつた。しかし、仲間が白状したため、刑に服することになる。

次の例は、他藩での探索である。

[史料19]寛政元年(1789)12月18日(72頁)

去ル十二日久米安五郎丹原へ参、田野村庄屋安之右衛門と出会之処、先達而夷屋源八と吉田北条穢多取会之節、丹原村役人承札可遣旨申候ヲ不用、源八方へ参不法之働致候ハ不埒ニ候。

吉田村と北条村の「かわた」が、松山藩の丹原村へ行き、村役人へ「夷屋源八を取調べたい」と申し入れた。村役人は「こちらで調べるから待て」と申ししたが、「かわた」共は、振り切って夷屋源八方へ調べに行った。これが「不埒」となり、差し縛れる。関係庄屋同士で何度も話し合い、どうにか内済に至っている。他藩での探索は、その地の村役人に申し入れる。宗門中の者については、村役人が調べるのが筋であるが、その筋を無視して、直接出向いている。こうなると、注進の範囲を越えている。史料18でも、そうであるが、宗門中の百姓・町人でも、召捕りこそしないが、取調べている。

盗賊の探索の例を挙げる。

[史料20]寛政8年(1796)10月20日(73頁)

去ル十八日夜北条村東分喜惣太方納戸之壁ヲ切盗賊入、左之通取候段届出。廻り方並半平、穢多頭太右衛門等ニ尋方申付。

北条村の喜惣太方に盗賊が這入った。その盗賊探索である。穢多頭だけでなく「半平」にも申付けている。半平は在（新居郡上島山村）に住んでいる廻り方下役で、「かわた」と連携しながら事に当たっている。半平は捕まえた賊を「かわた」に預けている。おそらく半平のところには囲いが無いのであろう。「かわた」と話を通じる半平は、様々なトラブルの解決に力を発揮している。半平が廻り方下役になった経緯は分からない。領内には半平のような者が何人かいる。万延元年(1860)12月18日の記述では、廻り方下役（唯右衛門と市蔵）が、扶持を年8斗貰っている（166頁）。穢多頭と同じ8斗である。

もう一つ、牢抜けの探索を挙げる。

[史料21]嘉永5年（1852）9月7日（69頁）

廻り方月番江申出候者、入牢人三人共昨夜破牢仕候段番穢多申出候ニ付、早々罷出取調候処相違無御座、何共恐入候段申出、三人共別ニ入レ置候処、隔テ之子ヲ双方より焼拔、其上新平居候牢之高柱ヲ焼拔三人共此所より出逃候趣ニ御座候、番穢多段々取調候処、只管恐入一言も無御座候、尤火等者入レ遣し候事無之と申候得共、是非入遣し候ニ相違有御座間敷、瓦壺枚と筵ヲ五六寸四方ニ切り候品ニツ御座候、是ニ而焼候趣等申出、不取敢早々尋方申達。芝先之穢多共江太右衛門より早々申遣、所々手賦候筈。

入牢人三人が隔ての子や高柱を焼抜いて破牢した。すぐに探索を申渡された。穢多頭から、旦那場の「かわた」へ伝えられた。旦那場が、捜査のネットワークとして活用されている。自分の旦那場は常に注意しているから、これを使うのは合理的である。

番穢多については、探索の範囲は限られている。史料11にあるように、林番は自分の持ち場を見廻り、博奕を見付け咎めるが、博奕をしていた者は逃去る。逃げた者の中に見覚えのある者がいたので、廻り方に申出た。注進としての役割を果たしている。

9 召捕り（逮捕）

「かわた」の召捕りは、盗賊などの怪しい者である。

[史料22]享和4年（1804）4月5日（74頁）

元角力取当時無宗門者之由。浜戸平助と申者、盗賊万八盗取候品取捌いたし候趣ニ付、此間穢多組頭政右衛門西方ニ而捕預ケ申付置。

組頭盗賊番が盗賊（万八）の仲間と思われる者（平助）を召捕った。史料22の続きによると、平助は取調べを受けるが、「万八より博奕の借金として雑物の品を受取った。尤も、盗物とは知らなかった。雑物を西方へ持参したところ、土佐の多助に出逢い、先年の不実の打掛に取られた。御当領にて盗賊を働き、その品を取り捌きした覚えはない」と答えた。平助は、申口が不埒とのことで、入牢を申付けられた。その後、再び取調べを受ける。拷問が加えられたようで、平助は「万八から受取った品は二品。帯一つと綿一つ。盗物と知ってて受取った」と白状した。

次の例は、博奕をしている怪しき者の召捕りである。

[史料23]文化12年（1815）4月10日（75頁）

夜中廻り方徳永馬吉罷出、明徳本社之宮ニ而坊主牢人辺路躰之者五人。内式人人妻も

連居候由、無宿躰之者ニ而博奕ヲ致居候を村役人見咎、廻り之大頭村穢多ヲ呼ニ参候ニ付、穢多組頭政右衛門も参候処、右之内五人ハ大頭村秀蔵と申者方へ宿ヲ取候者故、村役人より引合可申杯と申故、其儀ハ断置、坊主一人半髪之者一人ハ如何敷、政右衛門繩ヲ打連帰候て申出候ニ付、秀蔵方へ宿ヲ取候者ハ同人方へ沙汰致候迄留置候様引合置候段申出、猶有之候ニ付、明朝相調可申、格別之儀無之候ハ、追払可申旨、及差図。

御領外者の七人の内、五人は御領内に宿を決めている。残りの二人は無宿躰の者だから、盗賊番の政右衛門がその二人に縄を打ち連れ帰った。秀蔵方に泊る五人は、明朝調べる。一緒に博奕をしていても、扱いが大きく二つに分かれる。無宿躰の者は召捕られ縄を打たれるが、宿元がハッキリしている者は宿止めで済む。もちろん、宿止めの者も調べられ、格別のことがあれば召捕られる。それがなければ、追払いで片を付ける。

次は、立帰り者を百姓の家へ召捕りに行く場合である。

【史料24】嘉永2年(1849)7月14日(128頁)

元北条村新田当時無宿繁六立帰居候趣ニ而、廻り方より穢多江召捕候様致沙汰置候処、昨夜兄丈松方ニ居候様子ニ付穢多共参り承り候処、居不申旨相答候ニ付引取候処、同人宅ニ繁六縊居候段村方より届出。

元北条村の繁六が立帰った。繁六は無宿だから、「かわた」が召捕る。繁六が兄の丈松方にいるとの情報。「かわた」が丈松方まで出向き、問い詰める。どうもその時は繁六がいなかったようだが、後で「丈松宅で繁六が縊死した」と

届が出る。

次は抜荷番の例であるが、たとえ百姓であろうと、犯罪者は「かわた」に召捕られる。

【史料25】文政元年(1818)12月22日(98頁)

妙口村紙漉藤助忒武平、奉書二束抜売、穢多ニ被押候一件、先頃内々申出追々取調内々廻り方頭取順吉へも御代官所より為致沙汰内調も為致候処、武平儀大頭村庄屋ニ而調、妙口年番ニ候へ共及深更候ニ付、勿論繩打番手念入一夜之处差置候処逃去。

抜売をした妙口村の武平が、番穢多に差し押さえられた。表現は穏やかだが、要するに召捕られた。庄屋で取調べる。しかし、その前に逃げられる。武平の番手は百姓の筈。宗門中の者は、穢多番にならない。史料25の続きの話であるが、武平が逃亡したあと、親の藤助と勘蔵が拘束されて調べられた。紙漉共の歎願もあり、嫌疑が晴れ、武平一人の不屈きであることがハッキリした。

怪しき者を捕まえて見れば、御領内の百姓だったという例もある。それが史料2である。史料2の続きを述べて置く。作蔵はすぐに調べられた。独身者で甚だ困窮していた。日がある内は潜み、夜分に村方に立入り、食べ物を盗取っていた。ただし、家の中に這入ったの盗みはしていないようだ。作蔵は留置された。また、作蔵はこの年5月に出奔していた。村方が探索中であった。

以上を踏まえてまとめると、「かわた」は、所在がハッキリしない怪しき者や犯罪者を召捕った。そして、すぐに廻り方に注進した。

10 留置(勾留)

探索し不審なことがあれば召捕る。そして、

取調べまで勾留する。

[史料26]寛政2年(1790)4月晦日(73頁)

此間北川村ニ而茶釜被盜取候処、一昨日同村貞八川原ニ而非人体臥居候ヲ見付候処、引張ニ着物之下ニ丸キ物相見候処、釜と為改度存候内、北川江出入之田野村之穢多參掛候処、為改候処三絃一古綿入并単羽織等也、右之者田野村之穢多へ預置候由、三宅次郎太へ申出候、依之今日於大頭村致吟味候処、所々ニ而盜致候ものニ候へ共、当御領ニ而格別之事も無之故、田野村穢多へ返し遣候由。

非人躰の者を捕まえたのは北川村の貞八。貞八は、北川村に出入りしている田野村の「かわた」にその者を預けて、三宅次郎太へその旨を申出た。田野村は松山藩である。この田野村の「かわた」は北川村に出入りしている。おそらく北川村に旦那場があるのではないかと思う。(但し、田野村の「かわた」が牢番や掃除を担ったという記述は確認できない)。もし、旦那場を持っているのであれば、他藩であっても、賊を預かる流れがよく分かる。非人躰の者は、勾留の後、大頭村で取調べられた。格別なことがなかったため、非人躰の者は田野村の「かわた」に返された。田野村の「かわた」は預かったのに返されても困ると思うのだが、その後のことは分からない。

元百姓でも無宿の者は、召捕られると、穢多預けになる。

[史料27]嘉永4年(1851)8月4日(52頁)

先頃追放之賊下島山村出生文蔵、町方ニ而致支度居召捕候旨、廻り方申出、先穢多預申付。

下島山村は西条藩。隣藩の者が御領内で悪事を働き、御領内追放になった。しかし、すぐに戻り御領内を徘徊する。藩は業を煮やしたようで、8月21日の記述によると、文蔵は「片手を不用」にされ追払われた。

次は、不審な者を召捕り、留置して問題になった例である。

[史料28]嘉永2年(1849)4月22日(76頁)

昨日大頭村ニ而坊主所々ニ而両替頼、松山札五百目余、金子八両程所持候、衣類等不持疑敷、盜賊番善蔵咎候処、川上大光寺弟子、先頃仏心寺江も手紙持參五七日町上屋止宿、大会ニも出候趣申、衣類尋候処、岸之下ニ置有之趣申、段々押候得者、永易村天満屋ニ有之共申不揃、元來濕毒有之師匠房(某)より旅用貫有馬江湯治罷越候趣申候得共、何分不審前夜穢多方江為泊候、昨夕申出廻り方共調候処、何も子細無之ニ付立候様申聞候処、右等不審請穢多方江留置、不外聞、西方江申遣得と糺ニ預り置杯申立、今朝段々申置立仕候得共、万一追而掛合も難斗申上置候得共、早々不申出宅江留置甚不念之事御座候、慎心得申付置候趣申出、何様右者甚不心得、右等之儀募候而者害難被屹度叱追込置候様、松尾喜右衛門江申聞。

不審な振舞をした坊主を盜賊番の善蔵が捕まえ、一晚宅に留置した。廻り方が取調べたが、子細はなかった。坊主に出立するよう促したところ、「不審をもたれて穢多方へ留置された。西方に申出て糺す」と申立てて出立した。坊主は、宗門中の者を「かわた」の囲いに入れたことを、憤ったのである。心配した藩は、「(召捕ったあと)すぐに申出ず、宅に留置したのは手抜きであった」として、善蔵に「叱りの上、追込め」を申付けた。善蔵は「廻り方への注進が

遅れたことが問われた」のである。原則として、宗門中の者を「かわた」が留置することはできない。宗門中の者は、村や町が預かる。その後のことであるが、閏4月6日の記述によると、坊主は何も言ってこなかった。よって、善蔵の「追込め」は解かれた。要するに藩は、問題が起らなければ「許す」という姿勢である。

宗門中の者の事例をもう一つ挙げる。

[史料29]万延2年(1861)3月29日(109頁)

(前略)尚又上島山村役蔵後家方江角野村熊蔵と申者暫逗留之所、隣家長蔵方江入賊有之、右者熊蔵如何敷候ニ付、廻り方小使文次召捕調候処、役蔵後家と申合拾壺枚盜取候趣及白状、無宿者之由申ニ付盜賊番穢多困ニ入置。強而之儀も無之追払候処、昨日角野村より十一日罷越、熊蔵宗門中之者候処、穢多困へ入、穢多之食物等為喰候儀不相濟と事六ヶ敷申出、村役人致心配取斗之儀尋有之候ニ付、追而可及答旨申聞十一人之者先為引取候様差凶仕、尤役蔵後家ニテハ右等之覚無之様申候趣、村役人より承、未取調不仕候段吉田弁吉申出、早々長谷川守太江可申聞旨申聞。

^{すみの}角野村の熊蔵が盗みの容疑で召捕られた。「拾一枚を盗取った」と白状した。また、「無宿だ」と申したから、盗賊番穢多の囲いに入れられた。盗みが大したことではないので、追払われた。ところが、角野村から11人が来て、「宗門中の熊蔵を、穢多の囲いに入れ、穢多の食べ物をお喰させた。その儀、相濟まず」と騒ぎ立てた。角野村は幕府領にある。藩は頭を痛めたようで、「追って答える」と伝えて、その場を取めた。「宗門中の者は、穢多預けにしない」という意識が一般化していたようだ。「たとえ本人の申告であっても、ちゃんと調べる」ということだと思

う。

百姓が容疑者の場合は村預りとなる事例を示す。

[史料30]安永8年(1779)6月29日(71頁)

大頭村百姓音右衛門と申者方江、当春来より寒川村之柚一人当分納屋を貸シ差置候所、右之者方江先夜旅人一人止宿為致候ニ、右之者ハ去々年も音右衛門方江暫致逗留居、又去年も五七日も為致逗留、去々年内盜賊ニ入候も右之者之様ニ相聞、此間一宿為致候節村内之若者共聞付罷越、穢多江も為知候而早々穢多も參候而引出し、川原へ連參致吟味候由、右之後穢多方へ留置有之候へ共、当時盜賊ニ入候証拠も無之趣ニ付放歸し候由、然共右音右衛門致方一躰不相濟趣ニ付、今日呼寄相尋候処、何分此内為致逗留候覚無之趣ニ申明白ニ不申候ニ付、手鎖申付村役人江預歸ス。

大頭村の百姓音右衛門が、柚に納屋を貸し差し置いている。柚は先夜、旅人を止宿させた。「柚は盜賊ではないか」との風聞が流れ、村の若者が「かわた」にも知らせて、柚を川原で取調べた。その後、柚を「かわた」方へ留置。証拠がないので、柚を放ち歸した。しかし、音右衛門の致し方は相濟まない。音右衛門は呼出され、取調べられたが、ハッキリしたことを申さない。手鎖の上、村預りとなった。柚は無宿として扱われ穢多預り、音右衛門は宗門中だから、村預りとハッキリと処遇が違う。

もう一つ百姓が村預けになる場合を示す。

[史料31]嘉永6年(1853)正月3日(78頁)

(前略)御場所内増蔵ナル者者毎々賊ヲ留候評判有之、右文次取候品数々扱居候哉之評も有之、緩カセニ致し置候而者出抜候も

難斗、早々召捕村方預可然旨申達。紙方頭取黒川貞之丞方江も右之段廻り方ヲ以申遣置。

紙御場所内の増蔵は、西条藩領の下島山村生まれの賊文次を忍び置いている。文次は、盜賊番に召捕られ、「かわた」の牢に入れ置かれた。増蔵にも嫌疑が掛かった。「増蔵を早々に召捕り、村方に預けよ」と達しが出た。文次は無宿だから穢多預り、増蔵は宗門中だから村預り(番手は百姓)である。その後、2月19日の記述によると、増蔵は賊物の品を取扱ったことが分かり、大頭村を除帳され、落髪の上、追放となった。文次は、落髪、三十杖敲きの上、追い払われた。(但し、2月19日の記述では増蔵は虎蔵になっている。文意から「増蔵」=「虎蔵」である)。

「かわた」が召捕られ勾留された場合を挙げる。

[史料32]安政7年(1860)5月13日(135頁)

賊儀助取調候所大頭村盜賊番穢多綱蔵江一昨年御預相成候節より入魂相成、毎々止宿仕錢七拾目余遣し衣類も数々遣し、賊物之品質入も相頼候様及白状、綱蔵儀も取調候処、儀助申口之通相違無之趣申出、昨十二日大頭村盜賊沙汰ニ申も儀助ニ而綱蔵手遣りを致し逃し候趣、同人甚不埒ニ付入牢申付可然処、牢番差支候ニ付、北条村穢多頭太右衛門預ケ、同人方囿入申付、右之趣郡方江達。

儀助の白状によって、次のことが露顕した。盜賊番綱蔵は、賊儀助を一昨年に預かった折りから、儀助と親しくなり、錢や衣類を貰ったり、賊物の質入れを手助けした。また、昨日の12日には、綱蔵は儀助を手加減して逃がした。綱蔵

は「儀助の申し通り」と認めた。全くもって不埒なことである。綱蔵は入牢を申付けられるところ、牢番が差し支えているので、穢多頭預けとなった。綱蔵は取調べられ、罪を認めているから、裁許までの預けである。同年6月11日に、裁許の申渡しがあり、綱蔵は追放処分になっている。(ついでに、文久3年<1863>12月3日に村方から帰村願が出て、許されている)。

もう一つ、御足輕が勾留された例を挙げる。

[史料33]嘉永元年(1848)7月8日(149頁)

佐伯源三郎番手御奉行配下人少甚差支候ニ付、御物頭組下より一同申合番手ニ出候様致し度段、御物頭江遣、承知之上申付候段申來。但申合昼老人夜兩人出候而可宜と申合。

御足輕を勾留する場合、番手は御足輕である。原則として、百姓の番手は百姓。「かわた」の番手は「かわた」。犯罪がハッキリするまで(容疑者が白状するまで)は、同じ身分の者が、番手になる。その後、裁許までさらに勾留されるが、史料18の十蔵の場合のように重罪者は除帳され、番手は穢多番になる(宝暦14年10月11日の記述)。

佐伯源三郎の件に戻る。7月8日の前後の記述を踏まえて述べると、源三郎は酒を飲み不注意で穢多三作を切り、深手を負わせた。源三郎は、会所長屋で取調べられた後、御長屋に差し留められ、番手が付けられた(これが史料33)。裁許までの処置である。この件は、三作が西条藩領の玉之江村の者であったから、話がこじれた。しかし、何とか内済に至った。内済後、源三郎に裁許が申渡された。源三郎の処分は、「永の御暇」である。

(高市氏は、「内済後間もなく源三郎の謹慎も解かれたことであろう」と記しているが、原文

[但し、コピー]を調べると、嘉永元年7月29日に裁許が申渡され、源三郎の処分は「永の御暇」である。

11 高市氏の警察権について

高市氏は「穢多の警察権の及ぶ範囲は原則として穢多および無宿、浮浪人体の者に限られ、在家といわれる百姓・町人には及ばないものとされた」と述べている。この論は、勾留については成り立つが、すでに見てきた通り、探索や召捕りには当てはまらない。

探索では、史料18で分かるように、十蔵方まで穢多（三九郎・弥左衛門）が出向いて詰問している。これは、高市氏の論で言えば、史料19の夷屋源八の場合のように不埒な行為となる。しかし、三九郎や弥左衛門は行為を問題視されていない。おそらく、御領内では、それが当然だったから、史料19の吉田村や北条村の「かわた」が、他領へ行っても、そうした行動に出て、問題になったのではないかと思う。

召捕りでは、怪しい者は召捕る。史料28や史料29では、坊主や角野村の百姓が、「かわた」に留置されたことを問題視しているのもあって、捕まえられたことまで異議申し立てしている訳ではない。現に、藩も召捕った後、「すぐに申出なかったこと」を手抜きかとしている。また、史料25で分かるように、犯罪者は百姓であっても召捕る。この場合は、現行犯であった筈。藩もそれを認めていた筈。

警察権と言っても、探索・召捕り・勾留と仕分けないといけない。元々は高市氏の論の通りであったかもしれないが、江戸期中期を過ぎると、百姓であっても怪しい者は「かわた」に取締られるようになった。しかし、勾留については、以前と同じく同じ身分の者が番手に付いた。

おわりに

伊予小松藩における「かわた」の尋ね方・召捕り・留置を細かく分析すると、留置においては、幕末まで「同じ身分の者が勾留する」が貫かれていた。尋ね方や召捕りでは、その限りではない。おそらく、「かわた」の警察業務の元々の役割は、不審な動きを察知して、それを廻り方へ注進することだったと思う。注進後、廻り方の指示で「かわた」は召捕りに動く。しかし、盗賊や不審者の増加は、注進後の召捕りでは間に合わず、結局、まず召捕り、その後すぐに廻り方へ注進することになったものと思われる。

註

(1)警察業務（尋ね方・召捕り・留置）の指揮系統を述べながら、例として御仕置の指揮系統を挙げたことに、疑問を感じるかもしれないが、伊予小松藩では、警察業務の指揮系統と御仕置の指揮系統は同じである。史料1は、端的に指揮系統が示されているのでこれを挙げたが、誤解があってはいけないので、警察業務の指揮系統も挙げて置く。

【史料34】享和4年（1804）9月29日（74頁）

此間大頭村二而盗賊二人穢多召捕廻り方へ申出調候由之処、新宮村、萩生村等二而盗取候趣白状候由。

大頭村の「かわた」が盗賊を召捕り、廻り方へ申出ている。盗賊等の警察業務は、廻り方の指揮で動くから、廻り方へ報告する。

【史料35】嘉永元年（1848）7月4日（148頁）

夜五ツ時廻り方加藤周蔵月番宅江出、今暮船山野間屋岩八前二而、佐伯源三郎穢多ヲ切候と専町内風説ニ付、早々出張候処、何様穢多疵付寢込居候。

「御足軽が『かわた』を切った」という事件を、廻り方が月番に報告している。報告後、月番の指揮で廻り方が動く。

(2)穢多頭・盗賊番の任命は、史料6・7で分かるように、郡方または勘定人→村役人→穢多頭→盗賊番であるから、この指揮系統で「かわた」が動く場合も当然あるが、警察業務については、大半が「月番→廻り方頭取→廻り方→穢多頭・盗賊番→穢多」の

流れである。

参考文献

- 『続 愛媛部落史資料』（近代史文庫大阪研究会、1983年）。
- 高市光男「伊予小松藩における賤民制」（『部落問題研究』64、1980年）。
- 水本正人『現代語訳 伊予小松藩の部落史—「伊予小松藩会所日記」より—』（八幡浜部落史研究会、2010年）。
- 水本正人『部落史研究報告集』第14集「活躍する盗賊番—「伊予小松藩会所日記」より—」（八幡浜部落史研究会、2010年）。
- 『岩波 日本史辞典』（岩波書店、1999年）。
- 増川宏一『伊予小松藩会所日記』（集英社新書、2001年）。
- 増川氏は小松藩の「目明かし」として、史料20の半平を取上げているが、穢多頭や盗賊番については一切述べていない。その上に、史料33・35の穢多三作は、百姓三作になっている。（原文〔コピー〕では、高市氏の翻刻の通り「穢多三作」である）。
- 『小松町誌』（小松町誌編さん委員会、1992年）。「小松藩のお仕置（刑罰）」には、博奕・盗賊・不倫・心中などが出てくるが、「かわた」の登場はない。史料18が、「死罪特赦のお仕置」として書かれている。しかし、「かわた」のことは全く書かれていない。実に巧妙に、「かわた」が外されている。
- 『藩史大事典 第6巻 中国・四国編』（雄山閣出版、1990年）。

明日を拓く 85

特集

「多文化・多言語化する日本社会と子どもたち」
「多文化共生」は失敗する？
——特集にあたって—— 井桁 碧

厳しいブラジル人学校の現状をめぐって 石田 貞

《座談会》
多文化・多言語化する日本社会と子どもたち
善元幸夫（小学校）／岩田 忠（中学校）
伊藤 進（高等学校）／角田 仁（高等学校）
松浦利貞（司会）

《講演》多文化共生の街・大久保の現在と未来
——共に生活し生きる可能性を求めて金根 照

《インタビュー》共生の街をめざして
——韓国広場代表 金根 照さん

頒価1050円（本体価格1000円）
発行 東日本部落解放研究所 発売 有解放書店
東京都台東区今戸2-8-5 ☎03・5603・1861